

2021年3月8日
しまなみ信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、2021年4月1日（木）以降に新規開設いただく口座に適用させていただきます。

何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 「未利用口座管理手数料」新設の目的

- (1) ご利用のない口座について、ご利用の再開をお勧めするため
- (2) 今後のご利用のない口座について、マネー・ローンダリング等の不正利用の観点から解約をお勧めするため
- (3) ご利用のない口座について、その管理に要している最低限のコストをご負担いただくことにより、平素より当金庫をご利用いただいているお客様へのサービス維持・向上を図るため

2. 対象となる口座

2021年4月1日（木）以降に開設し、最終取引日から2年以上、決算利息以外のお預入れまたは払戻しがない普通預金口座

紛失などによりご利用が停止されている普通預金口座も対象となります。

ただし、以下の場合、対象外となります。

- (1) 該当口座の残高が10,000円以上の場合
- (2) お借入がある場合
- (3) 定期性預金および預かり資産のお取引がある場合

3. 未利用口座管理手数料

年間1,320円（税込）

- (1) お客様の口座が未利用口座となった場合、事前に文書をお届けのご住所あてに送付させていただきます。
送付したご案内が延着しまたは到着しなかった時でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (2) ご案内を差し上げてから約3か月経過後も該当口座に入出金等のお取引がない場合、未利用口座管理手数料を当該口座から引き落としさせていただきます。
- (3) 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落としが不能となった場合、預金残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、該当口座を解約させていただきます。
なお、ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却および解約口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

本手数料は、あくまでも2021年4月1日以降に口座開設され、未利用の状態となった普通預金口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引されているお客様の口座が対象になることはありません。

なお、2021年3月31日以前に開設されている口座は、本手数料の対象外となります。

以上